

平成 24 年司法試験 答案構成

設問 1

小問(1)について

1 一般論

書証

→形式的証拠力・実質的証拠力

2 請求原因②について

契約書の意味＝処分証書・直接証拠

印影→二段の推定

⇒成立の真正の推定

but 経験則ゆらいでいる

3 請求原因③について

契約書＝意味なし（作成者 B ではなく C）

印影→C 印章保有→経験則→代理権授与推認

⇒間接証拠

小問(2)について

1 結論

弁論主義違反

2 理由

第 1 テーゼ・主要事実争いなし

本件

→第 2 請求原因＝主要事実

→②③主張なし

→主要事実の主張なし

⇒認定×

設問 2

1 結論

①②否認可

2 理由

(1) 既判力

主観的範囲外（115 I 各号）

(2) 参加的効力

ア 原則論

訴訟告知（53 条 1 項）

参加的効力（53条4項・46条柱書参照）

→判決理由中の判断も生じる

⇒①②否認できない？

イ 参加的効力の客観的範囲からのアプローチ

敗訴責任分担

→敗訴につながる理由のみ

訴訟1

→表見代理要件事実

⇒②範囲外

ウ 参加的効力の趣旨からのアプローチ

敗訴責任分担・説明

訴訟1

→B C・代理権授与・利害対立

⇒参加的効力否定

設問3

1 同時審判申出共同訴訟の規律

同時審判

→弁論・裁判分離禁止（41 I）だが通常共同訴訟

⇒共同訴訟人独立の原則（39）

2 Cのみが控訴し、Xは控訴しなかった場合

X C確定遮断（116 II）・移審

X B確定（116 I）・移審せず

⇒両負け可能性あり

3 C及びXが控訴をした場合

X B・X Cどちらも確定・移審

弁論・裁判併合（41 III）

⇒両負け事実上回避

4 結語